

「実務従事に関する証明書」の記入にあたっての注意事項

実務従事に該当するかどうかは、以下のいずれの項目にも適合するかを基準に個別に判断する。

- ① キャリアコンサルティングによる支援対象者（相談者）は労働者及び求職者（15歳以上）であること。
- ② 相談の内容・目的が職業の選択、職業生活設計又は職業能力開発及び向上に関するものであること。
- ③ キャリアコンサルティングが一対一で行われるもの、又はこれに準ずるもの（6名以下のグループワーク等）であること。事実を伝えるだけの情報提供に止まるもの、講習や研修・授業・講演等の講師、訓練の運営で終わるものは含まない。

【記入上の注意】

1. **計上する時間は 15 分以上の 5 分単位**で記入、相談を行った時間のみを計上し、記録作成等の時間は対象外。
2. 相談者の属性欄には、**相談者の個人が特定できるような情報は記載しないこと。**
3. 複数の会社においてキャリアコンサルティングを行った場合は、**会社（機関）ごとに作成すること。**
4. 申請内容について問い合わせを行う場合があることに留意すること。また、**虚偽の記載があることが判明した場合は、申請が無効となるか、申請更新したのちであっても登録が無効となることに留意すること。**
5. 証明書の書式は変更しないこと。**1枚 10 件まで記入可能。それ以上の件数記入は複数枚で対応すること。**

相談者の属性欄	良い例) ◎「男性 50代・就業中」「就活中の大学3年生」「40代女性・求職中」 ◎「職業訓練中の男性40代」「子育て中の30代女性」「転職希望の男性」 悪い例) ×「□□△△さん35歳」 ⇒ 個人を特定できるような表記は不可 ×「求職者」 ⇒ もう少し具体的に記載
キャリアコンサルティングの概要欄	良い例) ◎「異動先での適性に関する不安と今後の働き方についての相談。」 ◎「今後の働き方についての相談。まずは棚卸しの支援から始めた。」 悪い例) ×「採用面接にて希望部署や将来やりたい業務についての話をきいた。」 ⇒ 採用面接・人事考課面接は不可 ×「応募書類添削」「エントリーシート等の添削を行った」 ⇒ 対面で行わなくとも成立する業務のみの記載は不可 ×「面接対策」「面接会場への入室マナー等について指導」 ⇒ 採用ハウツー（情報提供）にとどまるものは不可 ×「キャリアに関する講習・研修に、講師として従事した」 ⇒ 個別の相談業務ではないため対象とならない
相談の形式	良い例) ◎「対面」「電話」「画像通信システム」⇒ 対象となる 悪い例) ×「メール」「SNS」⇒ 同時双方向性が担保出来ないため不可
会社確認欄の注意事項	実施したキャリアコンサルティングを証明することができる上長（上長がない場合は部下可）や第三者の氏名等（会社名、役職・肩書、氏名）を記入すること。（署名捺印は不要） ➤ <u>申請者が自営業で、キャリアコンサルティングの発注元企業等がある場合</u> ⇒ <u>当該企業の担当者の氏名</u> を記入すること。 ➤ <u>申請者が自営業者で、キャリアコンサルタントとクライアント以外の第三者による確認が出来ない場合</u> ⇒ <u>キャリアコンサルティング実施日、実施時間、実施人数が記載されている「契約書」や「支払証明書」等の当時客観的な資料</u> を会社確認欄による署名の代わりとして、実務従事に関する証明書と共に提出。事後に作成した資料は不可。

【記入例】

実務従事に関する証明書

(国家資格キャリアコンサルタント登録更新申請用)

申請者が作成する書類です。書式は変更しないでください。

※11件以上のは場合は必要枚数コピーしてご使用ください

1. 更新申請者

フリガナ	ノウカイ ハナコ	キャリアコンサルタント登録番号
氏名	能開 花子	XXXXXXX

※1級キャリアコンサルティング技能士による実務指導を受けた時間数と合計で10時間以内に限り技能の維持を図るために講習が免除されます。

2. 実務従事の証明内容

2. 実務従事の証明内容	実務従事時間数合計(1枚ずつの合計時間)	2 時間	20 分
--------------	----------------------	------	------

年月日	2024年4月5日	時間数	時間	50分
1 相談者の属性： 大学3年生 男性	キャリアコンサルティングの概要： 就職活動での自己PR内容（自己分析）についての相談			

	年月日	2024年1月20日	時間数	時間
2	相談者の属性： - 会社の年齢： 45歳	キャリアコンサルティングの概要： - 自身の職場と業界の課題に対するアドバイス		記入済みの 無いように してください。

大字 2 年生 女性	自身の興味と業界の選び方についての相談		
年月日	2024 年 2 月 25 日 時間数	時間	60 分

3	相談者の属性： 大学4年生 男性	セミナー登録フォームの概要： 学生時代に力を入れたことと自己PRとの紐づけについての相談
	年月日	年 月 日 時間数 時間 分

4	相談者の属性 :	キャリアコンサルティングの概要 :

複数の相談を集約して記入せず、1件（1回）ずつ記入すること。

同一相談者の相談を集約せず、実施日毎に記入すること。

複数人（6名以下であること）の相談を同時に実施した場合は、概要にその旨記入すること

講習や研修、授業、講演、訓練の運営、書類添削、面接練習等（以下不適切な例参照）、勤務予定先への付添などのみの場合は、更新要件の実務とは認められません。

【不適切な例】

×人事部門・総務部門等採用関係業務（採用面接、人事面接）

×エントリーシート等の添削、面接練習

×キャリアに関するセミナー講師

申請者がキャリアコンサルティングを実施したことを証明する上司（第三者）の氏名が必要です。

会社確認欄 : 会社名・住所 日本キャリア大学 東京都千代田区霞が関 X-X-X	記入者役職 : キャリアセンター長 記入者氏名 : 厚生 一郎
--	--

【注意事項】※書式は変更せず記入してください。1枚10件まで記入可能。それ以上の件数を記入する場合は複数枚で対応すること。
(1)キャリアコンサルティングによる支援対象者(相談者)は労働者及び求職者(15歳以上)であること。

(2) 相談の内容・目的が職業の選択、職業生活設計又は職業能力開発及び向上に関するものであること。

(2) 相談の手順 各自が職業選択の選択、職業上工修設又は職業能力開発及向上に関するものである。
 (3) キャリアコンサルティングが一対一で行われるもの、又はそれに準ずるもの(6名以下のグループワ

（ア）（イ）（ウ）（エ）（オ）（カ）（シ）（リ）（ス）（ル）（ル）（ル）（ル）（ル）（ル）
伝えるだけの情報提供に止まるもの

(4) 計上する時間は、相談を行った時間のみを計上し、記録作成等の時間は計上しないこと。

(6) 相談者の属性欄には、個人を特定できるような情報は記載しないこと。

(7) 会社確認欄には、業務を証明する証明者（上長や第三者）の会社名、住所、役職名、氏名を記入すること。（署名）

(8) 複数の会社(機関等)においてキャリアコンサルティングを行なった場合、(機関等)は、(会社)に記載したとおりである。

【記入例】

実務従事に関する証明書 (国家資格キャリアコンサルタント登録更新申請用)

記入済みの
無いように
してください。

1. 更新申請者

フリガナ	ノウカイ ハナコ	キャリアコンサルタント登録番号
氏名	能開 花子	XXXXXXX

※1級キャリアコンサルティング技能士による実務指導を受けた時間数と合計で10時間以内に限り技能の維持を図るために講習が免除されます。

2. 実務従事の証明内容

	実務従事時間数合計(1枚ずつの合計時間)	1時間 30分
1	年月日 2024年4月5日	時間数 時間 40分
2	相談者の属性： 社員 20代	キャリアコンサルティングの概要： 希望部署と現在の配属に関するギャップの悩みについての相談
3	年月日 2024年4月5日	時間数 時間 50分
4	相談者の属性： 社員 30代	キャリアコンサルティングの概要： 現在の仕事内容についての悩みと上司との人間関係についての相談
5	年月日 2024年4月5日	時間数 時間 分
6	相談者の属性： 年月日	キャリアコンサルティングの概要： 複数の相談を集約して記入せず、1件（1回）ずつ記入すること。 同一相談者の相談を集約せず、実施日毎に記入すること。 複数人（6名以下であること）の相談を同時に実施した場合は、概要にその旨記入すること。
7	年月日 2024年4月5日	時間数 時間 分
8	相談者の属性： 年月日	キャリアコンサルティングの概要： 講習や研修、授業、講演、訓練の運営、書類添削、面接練習等（以下不適切な例参照）、勤務予定先への付添などのみの場合は、更新要件の実務とは認められません。
9	年月日 2024年4月5日	時間数 時間 分

申請者がキャリアコンサルティングを実施したことを証明する上司（第三者）の氏名が必要です。

会社確認欄：会社名・住所 CC コンサルティング株式会社 東京都港区芝公園 XX-XXX	記入者役職： 人事部長
	記入者氏名： 厚生 太郎

- 【注意事項】※書式は変更せずに記入してください。1枚10件まで記入可能。それ以上の件数を記入する場合は複数枚で対応すること。
- (1) キャリアコンサルティングによる支援対象者（相談者）は労働者及び求職者（15歳以上）であること。
 - (2) 相談の内容・目的が職業の選択、職業生活設計又は職業能力開発及び向上に関するものであること。
 - (3) キャリアコンサルティングが一対一で行われるもの、又はこれに準ずるもの（6名以下のグループワーク等）であること（事実を伝えるだけの情報提供に止まるもの、講習や研修、授業、講演、訓練の運営そのもの等は含まない）。
 - (4) 計上する時間は、相談を行った時間のみを計上し、記録作成等の時間は計上しないこと。
 - (5) 同一日程または同一人物のキャリアコンサルティングを集約するなど合算して記入することなく、1件ずつ各行に記入すること。
 - (6) 相談者の属性欄には、個人を特定できるような情報は記載しないこと。
 - (7) 会社確認欄には、実務を証明する証明者（上長や第三者）の会社名、住所、役職名、氏名を記入すること。（署名捺印は不要）
 - (8) 複数の会社（機関等）においてキャリアコンサルティングを行った場合は、会社（機関等）ごとに作成すること。
 - (9) 証明者に対して、上記内容についての問い合わせを行う場合があることに留意すること。

【記入例】

実務従事に関する証明書

(国家資格キャリアコンサルタント登録更新申請用)

申請者が作成する書類です。書式は変更しないでください。

※11件以上の場合には必要枚数コピーしてご使用ください

記入済の
無いように
してください。

1. 更新申請者

フリガナ	ノウカイ ハナコ	キャリアコンサルタント登録番号
氏名	能開 花子	XXXXXXX

※1級キャリアコンサルティング技能士による実務指導を受けた時間数と合計で10時間以内に限り技能の維持を図るために講習が免除されます。

2. 実務従事の証明内容

		実務従事時間数合計(1枚ずつの合計時間)	3時間 30分	
1	年月日	2024年6月1日	時間数	1時間 10分
1	相談者の属性： 男性社員 60代	キャリアコンサルティングの概要： 経験を活かした転職に向けた現年齢での求職活動についての相談		
2	年月日	2024年2月12日	時間数	1時間 20分
2	相談者の属性： 女性社員 30代	キャリアコンサルティングの概要： 育児支援者なしでの幼児2人の子育てと並行した再就職についての相談		
3	年月日	2024年3月25日	時間数	1時間 0分
3	相談者の属性： 男性社員 60代 (2名)	キャリアコンサルティングの概要： 定年退職後のキャリアプランニングに関するワーク及び今後のキャリアについての支援を行った		
4	年月日	年月日	時間数	時間 分
4	相談者の属性：	キャリアコンサルティングの概要：		
5	年月日	複数の相談を集約して記入せず、1件（1回）ずつ記入すること。 同一相談者の相談を集約せず、実施日毎に記入すること。 複数人（6名以下であること）の相談を同時に実施した場合は、概要にその旨記入すること。 講習や研修、授業、講演、訓練の運営、書類添削、面接練習等（以下不適切な例参照）、勤務予定先への付添などのみの場合は、更新要件の実務とは認められません。		
6	年月日			
7	年月日			
8	年月日			
9	年月日			
	年月日	年月日	時間数	時間 分

申請者がキャリアコンサルティングを実施したことを証明する上司（第三者）の氏名が必要です。

会社確認欄：会社名・住所 株式会社 キャリア支援 神奈川県横浜市 X-X-X	記入者役職： 人材開発部長 記入者氏名： 登録 済子
--	-------------------------------------

- 【注意事項】※書式は変更せず記入してください。1枚10件まで記入可能。それ以上の件数を記入する場合は複数枚で対応すること。
- キャリアコンサルティングによる支援対象者（相談者）は労働者及び求職者（15歳以上）であること。
 - 相談の内容・目的が職業の選択、職業生活設計又は職業能力開発及び向上に関するものであること。
 - キャリアコンサルティングが一対一で行われるもの、又はこれに準ずるもの（6名以下のグループワーク等）であること（事実を伝えるだけの情報提供に止まるもの、講習や研修、授業、講演、訓練の運営そのもの等は含まない）。
 - 計上する時間は、相談を行った時間のみを計上し、記録作成等の時間は計上しないこと。
 - 同一日程または同一人物のキャリアコンサルティングを集約するなど合算して記入することなく、1件ずつ各行に記入すること。
 - 相談者の属性欄には、個人を特定できるような情報は記載しないこと。
 - 会社確認欄には、実務を証明する証明者（上長や第三者）の会社名、住所、役職名、氏名を記入すること。（署名捺印は不要）
 - 複数の会社（機関等）においてキャリアコンサルティングを行った場合は、会社（機関等）ごとに作成すること。
 - 証明者に対して、上記内容についての問い合わせを行う場合があることに留意すること。